

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 アズワン株式会社

【英訳名】 AS ONE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井内卓嗣

【本店の所在の場所】 大阪市西区江戸堀二丁目1番27号

【電話番号】 06(6447)1210

【事務連絡者氏名】 常務取締役コーポレート本部長 小野元孝

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区江戸堀二丁目1番27号

【電話番号】 06(6447)1210

【事務連絡者氏名】 常務取締役コーポレート本部長 小野元孝

【縦覧に供する場所】 アズワン株式会社 東京支店
(東京都中央区日本橋浜町二丁目12番4号)

アズワン株式会社 横浜支店
(横浜市港北区新横浜二丁目6番地3)

アズワン株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区栄二丁目9番3号伏見第一ビル6階)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の第54回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

1) 配当財産の種類

金銭

2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき金36円(普通配当31円、記念配当5円)

総額689,864,004円

3) 効力発生日

平成27年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金

2,000,000,000円

2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金

2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するとともに、一部号数の繰下げを行う。

2. 業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役について、その期待を十分に発揮できるよう、現行定款第29条(取締役の責任免除)第2項及び第39条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

森澤武雄氏を補欠監査役に選任する。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

役員退職慰労金制度廃止に伴い、社外取締役を除く取締役4名に対し、退職慰労金を打ち切り支給する。なお、支給の時期は各氏の取締役退任の時とし、その具体的金額、方法等は、取締役会に一任する。

第5号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

社外取締役を除く取締役に対し、取締役の報酬等の額の範囲内において、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に総数400個を上限に、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。

(3) 議決権の状況

議決権を有する株主数

7,375名

総議決権個数

190,655個

(4) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	153,586	1,311	17	(注)1	可決 96.62
第2号議案 定款一部変更の件	154,647	250	17	(注)2	可決 97.29
第3号議案 補欠監査役1名選任 の件	152,473	2,424	17	(注)1	可決 95.92
第4号議案 役員退職慰労金制度 廃止に伴う取締役に 対する退職慰労金打 ち切り支給の件	119,281	29,832	5,801	(注)1	可決 75.04
第5号議案 取締役に対するス tockオプションと しての新株予約権に 関する報酬等の額及 び具体的な内容決定 の件	150,431	4,466	17	(注)1	可決 94.64

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(5) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。